

重要事項説明書

貴殿に対する指定生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が貴殿に説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

経営事業者の名称	株式会社みずほ
法人所在地	兵庫県丹波篠山市北新町 48-20
電話番号	079-554-3488
代表者氏名	代表取締役 山中 信人
設立年月	平成 23 年 8 月 25 日

2. 利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所 事業所番号 2811400262
事業所の名称	みずほの家マザーハウス
事業所の所在地	兵庫県丹波篠山市東吹 646
連絡先	TEL 079-506-1904 FAX 079-506-8768
管理者	山中 信彦
サービス管理責任者	山中 信彦
サービスの実施地域	丹波篠山市、その周辺市町
主たる対象者	障害の種類は問わない
開設年月日	令和 3 年 3 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな生活介護のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

構造	主屋／木造 2 階建 離れ作業棟／2 階建
延べ床面積	主屋／274 m ² 離れ作業棟／77.6 m ²
利用定員	20 名
敷地面積	約 330.6 m ²

(2) 主な設備（生活介護使用スペース）

相談室兼多目的室	1室	18 m ²	短期入所と共用
生活介護 1	1室	37.3 m ²	
生活介護 2	1室	16.1 m ²	
離れ作業棟	1室	33 m ²	
食堂	1室	27.1 m ²	短期入所と共用
洗面所	2カ所	5 m ²	短期入所と共用
トイレ	3カ所	5.1 m ²	短期入所と共用
浴室	1カ所	3.3 m ²	短期入所と共用

当事業所では厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

(1) 職員体制

職 種	人数	常勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	1		1			1	
生活支援員	5	1		2	2	4	
看護師	2			2		1	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算とは・・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（9:00～17:00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（9:00～17:00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（9:00～17:00）
看護師	正規の勤務時間帯（9:00～17:00）

(イ) 営業日、営業時間

営業日：月曜日～金曜日（利用希望があれば祝、土、日曜日も営業する）

営業時間： 9:30～16:00 まで

利用時間： 9:45～15:45 まで

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費等対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作的活動の機会の提供	創作的活動の機会を提供します。 音楽療法、書道、絵画ほか
生産活動の機会の提供	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 ① 作業、軽作業、バザー開催ほか <工賃の支払> 上記生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

(2) 介護給付費等対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保険衛生費 ③教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。	実費
昼食	個人負担額 (500円 - 300円)	200円
おやつ・飲み物		100円
入浴時水光熱費		200円
昼食キャンセル料	当日 10:00 迄のキャンセルは無料	300円

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費等対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容、(2) 介護給付費等対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記 (1) (2) の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、翌月 10 日までにご請求しますので、その月の末日までに以下の方法でお支払い下さい。

支払方法	金融機関
金融機関振込み	中兵庫信用金庫 篠山支店 普通 0776789 口座名：株式会社みずほ 代表取締役 山中信人
現金支払い	当事業所に持参ください。（現金の取り扱いには、十分注意してください。）

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、各関係者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関連機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所における利用相談窓口	受付担当者	桐山 美和（副施設長）
	解決責任者	山中 信彦（管理者）
	受付時間	平日 11:00～16:00 祝、土、日出勤日 9:00～12:00

	電話番号等	079-506-1904
	受付不在時	他の職員に申し出てください。
丹波篠山市役所	兵庫県丹波篠山市北新町 41 第 2 庁舎 1F 社会福祉課 電話 079-552-7101 FAX 079-554-2332	

10. 協力医療機関

医療機関の名称	小嶋医院
所在地	兵庫県丹波篠山市北 45-4
電話番号	079-590-2350

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める消防計画書に則り、年 2 回以上、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器 4 台 ・ 自動火災報知器

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備・器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	敷地内での喫煙、飲酒は禁止です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は当然自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

13. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに関係機関への連絡等を行います。

みずほの家マザーハウス利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

事業所名 : みずほの家マザーハウス (生活介護)

説明者職名 : 管理者

氏 名 : 山中 信彦

食事提供申込書

私は、貴事業所のサービス利用中における食事について下記のとおり申し込みするとともに、留意事項を厳守いたします。

1. 食事の内容

料 金	1食 500円
提 供 方 法	みずほの家マザーハウスでの調理を基本とするが、委託業者による調理及び配送の時もある。
適切な食事提供の確保の方法	委託業者による調理及び配送の場合は、クックチル方式により冷却状態で事業所に納入し、事業所内温庫により再加熱する。
検 食	職員が毎食検食し異常がないか確認する。
委 託 業 者	NPO 法人いぬいふくし村

2. 支払いについて

給食の支払いは、毎月集計し請求します。

3. 料金の実質負担額

昼食代（1食 500円）から障害者総合支援法の介護給付による食事提供体制加算額（30単位：300円）を差し引いた 200円が利用者負担額となります。

※昼食代以外におやつ・飲み物代として別途 100円負担願います。

【留意事項】

- ① 本サービスは国の食事提供加算制度（障害者総合支援法の介護給付による）を利用しますので、制度が終了した場合は、自己負担額の増額または、本サービス自体が終了することがございますので、あらかじめご了承ください。
- ② 委託業者は変更する場合があります。
- ③ 増税等の措置があった場合は、料金を値上げする場合があります。この場合は、事前にご通知します。
- ④ みずほの家マザーハウスで調理、食事の提供をおこなう日があります。

写真掲載に関する同意書

事業所内、SNS（フェースブック、LINEタイムライン等）、ホームページ（ブログ等）に利用者様の写真、保護者様の写真、行事等の写真を掲載させていただくことがあります。

つきましては当事業所の個人情報の保護に関する基本方針及び規定に基づき、同意書を取らせていただきます。下記のどちらかを選択して下さい。

※同意されない方の写真は掲載いたしません。

写真掲載に同意します。

写真掲載に同意しません。

新型コロナウイルス感染拡大時の対応について

令和2年4月28日付、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第5報）」において、コロナ感染拡大時の対応についての取り扱い基準が、以下の通り（一部抜粋）示されております。

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

以上のことから、新型コロナウイルス感染拡大により、兵庫県または丹波篠山市、三田市、三木市、丹波市ほかよりみずほの家マザーハウスに休業要請があった場合、通所が困難、危険であると認められる場合は、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象と請求させていただきます。